

令和 2 年 2 月 4 日
健 発 0204 第 1 号
薬 生 発 0204 第 1 号

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正について

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 5 号）が先日公布され、令和 2 年 10 月 1 日より施行されることから、「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 3 号・薬食発 0330 第 1 号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）の一部を別紙のとおり改正することとし、令和 2 年 10 月 1 日から適用することといたしましたので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等に周知をお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添えます。